

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市社会福祉審議会
日時	令和5年11月14日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会長 松井 順子 委員 澤田 喜博、帰山 和也、渡邊 史恵、加納 多恵子、岡本 直子、浦野 京子、鈴木 珠子、森 愛子、辻原 永子、納谷 周吾、谷 仁、橋野 浩美、山内 祥弘、上月 浩、御手洗 裕己、中山 裕雅 欠席委員 平野 隆之、小野セレストア摩耶、たかおか 知子、佐瀬 美恵子、桑田 敬司 関係課 こども福祉部福祉室 高齢介護課 課長 浅野 理恵子 " 係長 田尾 直裕 " 課員 濱砂 陸人 障がい福祉課 課長 川口 弥良 " 係長 今西 絵理子 " 係長 長谷 啓弘 こども福祉部こども家庭室 こども政策課 課長 伊藤 浩一 " 係長 三崎 英誉
事務局	こども福祉部福祉室地域福祉課 課長 岩本 和加子 " 主幹 吉川 里香 " 係長 堂ノ前 貴洋 " 課員 渡邊 麻里
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	1 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 議事

ア 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(芦屋市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画)(素案)について

イ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画(素案)について

ウ その他

## 2 提出資料

### 次 第

### 委員名簿

資料 1 第10次芦屋すこやか長寿プラン21（芦屋市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）（素案）

資料 2 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（素案）

## 3 審議内容

### (1) 開 会

（会議の成立）開会時点で、委員総数22人中17人の出席により成立

### (2) 議 事

<松井会長>

それでは、議事に移らせていただきます。第10次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

ア 第10次芦屋すこやか長寿プラン21（芦屋市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）（素案）について

<関係課：高齢介護課 浅野>

計画の素案につきまして、ご説明させていただきます。資料1 第10次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）をご用意ください。

まず全体の構成について簡単にご説明いたします。目次をご覧ください。全体の構成ですが、本計画につきましては、5章立ての構成となっております。

第1章は、計画の策定にあたってということで、計画の概要について記載しております。

第2章は、高齢者等の現状と将来設計といたしまして、高齢者人口等の推移やアンケート調査、関係団体意向調査の結果、計画策定に係る主な課題を掲載しております。

第3章は、計画の基本的な考え方といたしまして、基本理念や基本目標、施策体系を掲載しております。

第4章では、施策の展開として、具体的な施策の内容を記載しております。

第5章では、介護保険サービス事業費の見込み、給付費をもとに算出した保険料を掲載することとしております。また最後に、資料編といたしまして、関係法令や用語解説などを掲載しております。

それでは、次のページ、1ページをご覧ください。まず第1章の1 計画策定の背景と趣旨ですが、2段落目に記載のとおり、今後現役世代が急減して、社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加えまして、85歳以上高齢者の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれており、これは本市におきましても同様の状況です。

そのため、国や市がこれまで進めてきました地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、認知症施策、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上のための取組や基盤整備などを含め、中長期的な視野に立って計画を策定する必要があります。最後の段落ですが、このたびの計画は、これまでの取組を継承しつつ見直すことで、高齢者施策を総合的、効果的に推進するものと位置付け作成をしております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。（2）の高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係です。最後の段落ですが、要介護等認定者を含む全ての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合

的な高齢者福祉施策の展開が期待されておりますので、これまでと同様に、本市では、両計画を一体的な計画として作成し、第10次芦屋すこやか長寿プラン21として、今回も取りまとめしております。

次に4ページをご覧ください。3 計画の期間でございます。この計画につきましては令和6年度を初年度といたしまして、令和8年度までの3か年の計画となっております。

続きまして、19ページをご覧ください。2 高齢者数及び要支援・要介護認定者数の将来推計です。

まず、(1) 将来人口の推計ですが、65歳以上の人口は、令和5年には28,351人ですが、高齢者人口は増加し続け、計画最後の年である令和8年に28,871人で、高齢者人口のピークは令和22年、2040年頃と推計されています。高齢化率は折れ線グラフで表されていますが、現役世代の急激な減少が見込まれるため、高齢化率は令和8年が30.8%、令和22年には39.7%に達し、将来的に40%を超えると推計されます。

続きまして、21ページをご覧ください。(3) 要支援・要介護認定者の将来推計でございます。上のグラフ、要支援・要介護認定者数の推計(第1号被保険者)をご覧ください。認定者数の増加につきましても、高齢者の増加に伴い、令和8年には、6,614人、認定率は21.9%と推計され、令和22年には認定者数8,805人、認定率は24.0%と増加していく推計となっております。

22ページ、23ページをご覧ください。今回の計画策定の基礎資料を作ることを目的に、2種類の市民アンケート調査と介護サービス事業所向けの介護人材実態調査を実施しております。市民アンケートの1つは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、もう1つは在宅介護実態調査でございます。それぞれの調査対象者、調査期間、配布・回収状況につきましては、記載のとおりです。

24ページから51ページにかけて、今回の市民アンケートの抜粋を、52ページから54ページまで、介護人材実態調査の抜粋を掲載しております。

51ページをご覧ください。今回の市民アンケートでは、新型コロナウイルス感染症の影響をお尋ねする項目を設けました。アンケートの結果、特に変化はないという回答も一定数ありますが、「足腰などの筋力が低下した」が37.2%で最も多い回答となっております。またコロナ禍前との日常生活の変化では、多くの方が、外出機会が減ったり、友人との関わりが減少した一方で、テレビの視聴時間やSNS、インターネット利用頻度などの自宅で過ごす時間が増えたという事が確認できました。

続きまして、53ページをご覧ください。今回の計画策定にあたりましては、市内の介護人材の状況を把握するために、新たに事業所の協力を得て、介護人材実態調査を実施いたしました。53ページの下、④事業所の介護人材戦略等(介護職員の充足)では、事業所の種別により変わりますが、全体では6割以上が不足と回答しており、特に訪問系におきましては8割以上が不足との回答でございました。全国同様、芦屋市におきましても介護人材確保が喫緊の課題であることが確認できました。

続きまして、56ページをご覧ください。4 関係団体等意向調査にみる課題につきましては、医療関係者や介護保険事業関係者等からの課題を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しております。対象団体等につきましては、記載の①から⑪までの団体に対して実施をしております。主な結果につきましては、57ページから68ページにかけて掲載をしております。

続きまして、73ページをご覧ください。ここでは本計画策定に係る主な課題ということで、アンケート調査結果や関係団体意向調査結果、それから策定委員会や評価委員会から出てきた意見に、国や県の動きや方向性を加えた内容といたしまして、課題1の包括的な相談支援体制整備から課題9の感染症に対する備えまでを課題としてまとめてあります。

幾つか抜粋して説明いたします。課題1、包括的な相談支援体制の整備については、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を支える市民を取りこぼすことなく支援するために、各分野の支援機関が相互に理解を深め、更なる連携強化を行う

必要があるとしております。

課題2、課題3につきましては、少子高齢化、特に高齢者の中でも85歳以上高齢者の増加により、認知症の方や医療依存度の高い高齢者が増えることから、医療・介護の更なる連携や認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指し、認知症対策を推進していく必要があるとしております。

課題7では、少子高齢化により、介護人材不足は今後さらに深刻になることが見込まれますので、現在、市で実施しております介護人材養成支援事業に加え、事業所の人材確保に資する、新たな取組を行う必要があるとしております。

続きまして、77ページをご覧ください。第3章 計画の基本的な考え方です。今回の計画の基本理念、基本目標、施策の展開方法についてご説明いたします。基本理念として、「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」とし、基本目標を1から4まで掲げております。

80ページの3 施策体系をご覧ください。基本目標1は、高齢者を地域で支える環境づくりといたしまして、認知症施策の推進など、地域包括ケア、地域共生社会に関わる施策を中心にした体系となっております。基本目標には、社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくりとしまして、高齢者の生きがいづくりや就労支援、安心・安全に関わる施策を掲げております。基本目標3は、総合的な介護予防の推進とし、地域における介護予防の推進や、多職種・他分野との協働による介護予防の推進の施策を掲げております。最後に、基本目標4は、介護サービスの充実による安心基盤づくりとしまして、介護人材の確保、介護給付の適正化などに関する施策を掲げております。

続きまして、81ページをご覧ください。第4章は施策の展開として、具体的な施策について、それぞれ掲載をしております。

1-1 包括的な相談支援体制の充実について、具体的な対応につきましては、82ページをご覧ください。施策の方法として具体的な取組を記載しておりますが、その中でも、新たに実施する取組には新規、特に質や規模を高める取組には充実というようにそれぞれの施策に記載をしております。例えば高齢者生活支援センターの適切な運営の3つ目ですが、高齢者生活支援センターの業務量の増加が今後も見込まれていることから、国において制度改正による業務負担の軽減も検討されているところですが、市としても市民への相談支援体制を確保すべく、この計画期間中に高齢者生活支援センターの業務負担軽減や支援センターのあり方を検討していくこととしておりますので、新規としております。

また、幾つかの施策について、目標値を定めております。83ページの地域で支え合う仕組みの充実のところでは、一番下ですけれども、「ひとり一役活動推進事業」をはじめとした活動機会の充実を掲げており、次の84ページに、「ひとり一役活動登録者数」について目標値を定めて取り組んでまいります。

それでは引き続き、新規、充実の項目や目標値を定めている項目などを中心に、幾つかの施策について説明させていただきます。

85ページをご覧ください。1-4 認知症施策の推進です。冒頭の取組について記載しているとおり、国の認知症施策推進大綱や認知症基本法を踏まえた施策に取り組むこととしております。

86ページをご覧ください。具体的には、9月の世界アルツハイマーデーに合わせまして普及啓発活動を強化し、認知症サポーター養成講座を、小中学生を含む多様な世代に受講いただき、年間受講者数の増加を目指す等、認知症に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。相談・支援体制の充実では、1つ目、高齢者生活支援センターは、認知症に関する相談窓口でもあるという役割を知ってもらえるよう、認知度の向上に取り組んでまいります。また、相談・支援体制の充実の一番下ですが、認知症高齢者を狙った特殊詐欺や消費生活トラブルが増えておりますので、引き続き警察や消費生活センター等と連携し、更なる周知啓発に取り組んでまいります。

87ページをご覧ください。一番上ですけれども、今年10月から開始しました、認知症高齢者

個人賠償責任保険事業について、必要な方に登録いただけるよう普及啓発に取り組みます。

次に88ページをご覧ください。1－5 権利擁護支援の充実です。新規の項目としまして、権利擁護支援体制の充実の3つ目ですが、後見人とその他の支援者、高齢者生活支援センター職員などとの意見交換会を開催するなど、連携の強化に取り組んでまいります。

次に89ページをご覧ください。成年後見制度の利用促進の充実については、一番上ですが、認知症高齢者の増加により、成年後見制度の重要性が高まっていることから、制度の更なる周知啓発に取り組めます。

続きまして、92ページをご覧ください。基本目標2では、社会参加及び生きがいづくりの推進の取組を展開しています。生きがいづくりの推進では、地域で生きがい活動や見守り活動を実施している老人クラブにつきまして、この数年、コロナの影響により活動が制限されていたこともあり、会員数が減少してきております。活動の魅力を今まで以上に幅広く市民に周知する機会を設け、会員の増強につながるよう支援してまいります。

続きまして、96ページをご覧ください。就労支援の充実では、取組についてに記載のとおり、アンケート調査では、全体の4人に1以上の人が、特に年代別の65歳～74歳では、4割以上の人が仕事をしていると回答されています。芦屋市シルバー人材センターは、「この街と一緒に生涯現役」という理念を掲げ、就労機会提供のほか、サークル活動、奉仕活動など幅広い活動を行っていただいています。引き続き会員の増強に向けた取組や高齢者が担い手となる福祉サービス事業の実施など、シルバー人材センターと共に取り組んでまいります。

次に99ページをご覧ください。災害時における支援についての施策の2つ目では、要配慮者への災害時への備えとしまして、重度の要配慮者につきましては、災害時に地域支援者と福祉専門職とが連携した支援が行えるよう、個別避難計画の策定に取り組んでまいります。

続きまして、100ページをご覧ください。基本目標3では、総合的な介護予防の推進として、高齢者が、介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送ることができるように、介護予防センターの機能強化やフレイル予防に取り組めます。

100ページの中段、介護予防センターの機能強化の項目をご覧ください。こちらでは、介護予防センターの新規登録者数の目標値を設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響によって、外出の頻度が減少した高齢者などに、新たに介護予防センターを利用していただき、介護予防のきっかけにすることで、介護予防の更なる周知啓発に取り組めます。

次に102ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業につきましては、令和3年度から取り組んでいるフレイル予防の普及啓発となりますが、従来実施してきました通いの場への医療専門職の派遣による啓発に加え、今後は公共施設等での立ち寄り型の講座の回数を増やすなど、健康無関心層に向けた啓発を強化してまいります。

続きまして、104ページをご覧ください。基本目標4の介護サービスの充実による安心基盤づくりでは、介護人材の確保に向けて取り組むとともに、持続可能な介護保険制度となるように、介護給付の適正化や介護サービスの充実に関する施策を掲げております。

107ページをご覧ください。介護人材不足は喫緊の課題であり、介護人材育成調査でも、多くの事業所から人材が不足しているとの回答がありました。介護人材の確保へ向けた取組といたしまして、保健福祉フェア等において介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施するとともに、新規の取組といたしまして、幅広い層の人材確保に向けた補助制度の創設を検討することとしています。

次に110ページをご覧ください。こちらでは、介護サービスの充実について記載しております。取組についての2段落目ですが、令和4年度に新たに特別養護老人ホーム及びケアハウスを整備したことで、入所待機者は一定数の解消を図っていること、また、近隣市や市内でも様々な高齢者向けの施設が整備されてきたことから、この計画期間の3年間での新たな介護保険施設の整備は行いませんが、引き続き施設の利用状況やニーズの把握に努め、中長期的な整備について検討していくこととしています。

次に121ページをご覧ください。第5章につきましては、現在国において介護保険の利用調査の内容や、介護報酬の改定などについて議論が進められています。この結果は、年末を

めどに取りまとめることとされていますので、それらを踏まえまして、次期計画の保険料を決定することとしております。参考までに、現在の計画である令和3年度から5年度の介護給付金の見込みを掲載しておりますが、最終的には国の議論を踏まえて、給付金の見込みを試算した後、令和6年度から令和8年度の介護給付費や保険利用額を掲載することとしております。次回の社会福祉審議会でご報告させていただきます。

最後に129ページから163ページまでは資料編となっております。関係機関、関係部署一覧をはじめ、関係法令や用語解説などを掲載いたします。第10次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）の説明は以上となります。

<松井会長>

説明ありがとうございました。かなりの分量ですので、お気付きの方やご意見がありましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。

<橋野委員>

まずこういうものを誰が読むかなといつも思います。一般の方がお読みになることをイメージしているのであれば、34ページには認知症相談センターの電話番号などが全部入っていますよね。同様にボランティアセンターだとか、消費生活センターとか色々な所が出ていますが、そういうのにも連絡先が載っていると、ここに電話すればいいんだってすぐ分かるんじゃないかなと思います。あるいは、最後に取りまとめて連絡先一覧みたいなものがあるといいかと思いました。

<松井会長>

事務局、いかがでしょうか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

この資料を見て相談先を探すということはあまりされないのかなと考えていまして、高齢者生活支援センターであれば、支援センター一覧という別の形で、それぞれのチラシを作成し、周知してまいりたいと考えております。

<納谷委員>

どんどん高齢化していくという姿が見えていますが、この中で、例えば地域包括支援センターにしろ、その介護等々に従事する人が足りませんということで記述されています。具体的に何年先に何人ぐらい足りないとか、そのような数字はお持ちでしょうか。例えば高齢化率が将来40%から5割ぐらいで高齢化社会になっちゃうという芦屋市のグラフがありましたが、そういうことに対して、その時点で、例えば芦屋市の福祉、こういうことに従事する職員は何名ぐらい足りなくなる、それに対して、今こういう手を打っているから大丈夫なのか、こういう手当をしているので充足されるであろうとかといった予測というのが示されないと。どうするのが、よく飲み込めなかったというか分からないなという疑問です。

<関係課：高齢介護課 浅野>

芦屋市内での将来的な見込みは今お出しできてないのですけれども、国で将来の見込みが出されております。将来の介護職員の必要数は、2016年度をベースにしますと、2019年度で約211万人いらっしゃいますが、2040年度、令和22年度には、約280万人必要ということで、2019年度からの比較では、約69万人増やさないといけないということが示されております。

<納谷委員>

ここでは、芦屋市の場合は、国より高齢化の速度が速いという記述ですよ。そうすると、私達は国のデータではなく、芦屋市はどうなのかが関心なんです。だからそういうデー

夕は、本当はきちんと出せるものなら出していただいたら、我々としても現実問題として見やすくなるのではないかなと感じました。

<関係課：高齢介護課 浅野>

介護人材の確保につきましては、全国で同様の状況もございますので、国においても介護職員の処遇改善やICTの導入による効率化、外国人人材を受け入れる環境整備などに取り組んでまいります。県の方でも、市の方でも施策をそれぞれに取り組み、それから事業所等の協力を得て連携しながら、検討していく必要があると考えております。

<松井会長>

よろしいでしょうか。

<納谷委員>

はい。そうとしか言いようがないのだろうなというのは分かります。

<松井会長>

市としての推計はなかなか難しいということでしょうか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

はい。国の見える化システムというシステムに推計がございまして、今後の市での必要数は出てきますが、現在は資料として持ち合わせしていないという状況でございます。

<納谷委員>

圧倒的に福祉に関する職員が必要だということですよ、このストーリーでいくと。だから、今の皆さん方職員もそうだし、地域包括支援センターなども含めて、これから職員がいるということを訴えたいんでしょう、予算も含めてね。多分国全体がそういう形になるんだろうと。私なんかも含めても、後期高齢者になっています。夢多き100年時代だって言われているのはかっこいいけども、現実の姿としては、ものすごいギャップがあるわけですよ。でも、やっぱり行政としては、その手当をしていただかないといけないということをもっともっと訴えていいんじゃないかなという気がするんですけどね。そうすると数字を見せてほしいな、と感じているところです。

<関係課：高齢介護課 浅野>

今回の介護人材実態調査というのは、今回の計画で初めて実施したところです。新たな施策に取り組んでいく必要があるということも、今回の計画では記載しておりますが、また次期計画や今後3年間の中で、必要な介護人材の数の推計や取組については、引き続き検討してしっかりと打ち出していけるように取り組んでいきたいと思っております。

<松井会長>

人材については、やっぱりイメージ的になかなか確保が難しい。それから報酬という問題があったりします。また、芦屋市独自で取組の方法をこれから検討していただけたらと思います。地域特性もありますので、それに応じた方針というのは、また出てくるかと思えます。そういうことを具体的に示していただきたいということですね。よろしく願いいたします。他にはございませんか。

<加納委員>

質問ですが、資料8ページの中に書いてある保険者機能の強化という言葉が出てきておりますけれども、これも1つの今後の課題かも分かりませんが、もう少し分かりやすく説明を

お願いできますか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

保険者というのは、介護保険を運営している保険者ということで、芦屋市のことです。

強化といいますのは、お示しいただいた8ページでいいますと、保険者機能の強化の下に、給付適正化事業の取組の重点化といった形で書かれているのですが、104ページにありますように、これは利用者が安心してサービスを利用いただくために、サービスが適正に行われているかなど、給付の適正化に取り組むということで、随時、請求内容を点検し、質を確保するような取組を強めていくということです。そういった点検の機能を強めているといったことで保険者機能の強化を書かせていただいているところです。

<加納委員>

はい、分かりました。

それから、今後は医療と介護の連携強化、これも大事だと思うのですが、介護は私も体験しましたけれども、かかりつけ医の先生がどれだけ信頼できるか、頼りになるかということが、在宅介護にはとっても必要なことです。当事者、患者・利用者の気持ちと家族の気持ちを一緒になって考えてくれる、ケアマネというか、いろんなことを総合的に認知するかかりつけ医の存在が、つくづく大事だと私は経験いたしました。地域の底力というか、お医者さんも含めていろんな支援者が計画を立てていらっしゃると思いますが、誰がとかでなく、みんなというか、お互いさまというか、そういう地域にしていかなないとなかなか実らない、介護保険は前に進んでいかない気がします。お金だけでは解決できない、その介護をする支援者が家族の心情も把握できるぐらいの力を、特に在宅の場合、持っていただきたいと私はつくづく思います。

<関係課：高齢介護課 浅野>

おっしゃるように、在宅の方、在宅移行の方も増えていらっしゃるようで、より医療との関わり方が増えている状況で、芦屋市内でも訪問看護を行う事業所も増えてきております。あとケアマネジャーの友の会の方からお話もお伺いしているのですが、これまでの医療と介護の連携の取組を様々させていただいている中で、医療との連携は進んできたという意見をいただいています。例えば医療機関等の退院調整ルールや、連絡・調整に関してのシートについて、連絡を取り合うというようなことを決めておまして、そういった中で連携強化が進んでいると報告しております。

また、医師だけではなく、薬局とも連携が進んでいるとお伺いしています。例えば服薬の管理、薬の管理がちゃんとできているのか、薬剤師の方がご自宅訪問をして管理をされ、それをケアマネに報告いただいて、支援をいただいているとお聞きしておりますが、更なる取組は必要になってくると思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

<加納委員>

人材の問題ですが、芦屋市だけの人材で考えず、東灘区や西宮等、芦屋だけの人材は少ないかもしれないが、もう少し広域的にその情報や連携をすれば、そう悲観することもないのではと思うので、事業所なり職員なり、いろんな方たちが、より情報交換しながら広がって勉強していただきたい。それを地域の皆さんは願っておられる。

それと認知症の問題ですが、認知症のご主人を抱えていらっしゃる方は、奥様がノイローゼ、うつ病みたいになっていらっしゃる方が多いです。開かれない家族の中で、悩んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。ご近所が案外それを共有できるのですが、民生委員や福祉推進委員の肩書を持っている人が分かっているわけじゃなく、専門職でも何もかも把握できるとは思わない。また、当事者にしたら、近所に知れたら恥ずかしいとか言わないでほしいとか、福祉関係には絶対言わないでくれというのでも聞いたことがあります。幸せに地



域で命を亡くす、亡くなっていくという方の気持ち、これは何が本心なのか私も分かりませんが人生の死に方もたくさんあるので、一概にマニュアルを作ってそれで大丈夫だというわけにはいかないことをつくづく思いまして、感想を申し上げました。

<松井会長>

認知症の関係と医師の連携というご意見が出ましたので、認知症の人をささえる家族の会の辻原委員と医師会の澤田委員から、一言ずつご意見をいただけるでしょうか。

<辻原委員>

実は私も20年ぐらい前の介護保険前に介護をしました。それからどんどん変わってくるなと思いました。この冊子を読ませていただいて、認知症という言葉がものすごく多く出てきたことは、とてもいいことだと思います。私が介護していたのは夫の母だったので、義母が認知症なんですと、近所中に言ってみんなに知ってもらいました。けれども、先ほどもお話がありましたように、まだまだ認知症というものを言いたくない、隠しておきたい、これだけテレビや新聞でいっぱい報道しているにも関わらず、怖い病気というか隠しておきたいという、本人、家族がまだまだとても多いと思います。この冊子を読んでこのとおりに実行していただければ、みんな認知症のことが分かって、普通の社会の中で認知症の人たちも一緒に暮らせる、そういう社会になってほしいと私は常々思っております。まだ隠しておきたいという、そこをどうやって広げるのかというのが問題だと思います。

私達は月に1回、介護をしているもの同士が話をしているのですが、色々な悩みがあります。今怪しいんですけどという人から、もう介護度5になってしまって、何にも分からない人もいます。認知症って言われただけで、何にも分からなくなってしまうというのが、やっぱり一番怖くて隠したいという気持ちなのかなと思います。

<松井会長>

でも、一歩ずつ進んでいるというのが、委員のご意見かと思えます。澤田委員、医師として一言お願いします。

<澤田委員>

加納委員の家族が要介護となった時にケアネージャーから依頼できる医療機関の情報が少ないのではないかと、より多く頂きたいというお話ですが、43ページにありますように、改めて動けなくなった方が相談機関や急に入所できる施設、往診を依頼できる医療機関などが必要となるのが非常に多い状況です。先ほど話があったように、もちろん今もされていると思いますが、状態が変わったときなどにケアマネジャーさんが早急に医療機関の情報を充実して公開していかないと、なかなか間に合わないというのが現状かと思っております。私たち医療機関としてもケアマネジャーと強く関わりを持ってより多くの情報交換をすることが大切かと思えます。

お一人や高齢者お二人の世帯が非常に多くなってきていますので、先ほど言われました、服薬状況とか身体の状況の変化とか、なかなかお一人、お二人では分からないですね。ちょっと離れたところに住んでおられる子、あるいは一緒に住んでいる子が普段はお仕事されているとお母さん、お父さんが、お薬も飲んでないことすら分かってなかったりすることも非常に多いです。たまにでも受診してもらったり、訪問看護に入ってもらおうと、何らかの情報を基に前に進んでいくことができます。もっと問題なのは、病院すら行っておられないようなお年寄りです。状況が全く分からないものですから、異常になっても本人も気付かず、周りの方も分からない。やっぱり近隣の方の関わりがこれからますます必要だし、そういった方をできるだけ社会の中でみんなと共に生活できる場が今一番必要かなとは思っています。

<松井会長>

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

<納谷委員>

この冊子全体を通して、行政の下請けではないにしても、自治会の役割だとか、老人会の役割だとかって言葉が、あちこちに出てきます。前々からこの会議で、申し上げていますが、芦屋市は82の自治会がありますが、世代交代がなかなかできない。最近、20年ほど会長を務められた方がやっと会長交代できたなんて話もありました。各自治会が、運営をしている人の高齢化がどんどん進んでいる、こういう状況はご存知だと思います。老人会も多分そうではないかなと思います。

我々が運営している自治会自体が、もう高齢化が進んでいる最中であって、しかも自治会の加入率が多分どんどん下がっていると思います。確か、去年の段階で芦屋市の自治会連合会の加入率が60%ぐらいで、ただし、それはマンションの世帯を入れてないと思います。例えば、私がいる岩園町は世帯数に対する加入率で50%を割っています。どうしてそうなるかということ、自治会が何をやっているか分からないとか、魅力がないとか、あるいは、最近共稼ぎの世代が増えてきて、自治会活動なんてやっていられないとかですね。あるいは役員や役割を回ってくるのが嫌だとか、いろいろ理由があり、最後に言ってくるのが、自治会に入ったら何の得があるんですか、なんて言葉も聞こえてくる、そういう世の中です。しかも個人情報保護という大きな壁があって、なかなかその家庭の事情、中身が分からないのが今の環境になりつつあります。

そういう中で、この冊子で、ちょっと被害的な言葉を使いますが、自治会の役割とか、あるいは老人会の役割と思うと荷が重たい、そんなふうを感じなくもないですね。どのように行政として、自治会というものを認識されて、あるいは加入率がもう5割そこそこしかない自治体に何を期待するんだろうというのは、懸念するところではあります。

<関係課：高齢介護課 浅野>

自治会に限らず、特に高齢者の方で言えば老人クラブ等の記載が多いとは思いますが、おっしゃっていただいているように、会員の方が減ってきている現状は把握しているところです。しかしながら、老人クラブの方にも見守り活動であるとか、高齢者の訪問とか、そういった活動を積極的に行っていただいていることも認識しながら、生きがいを見つけて、さらに会員増強ということを進めていきたいという思いがあります。ですので、市としては、そういった活動の魅力を発信することによって、新たな会員の確保などを進めていきたいなと思っています。

<納谷委員>

もっともっと、ある意味では行政が自治会なり老人会なりをサポートしてほしいというのがあるんですよ。どうも逆転しているような気がして仕方がないのです。サポートしてほしいですね。例えば動きやすい老人会、自治会っていったところに、どんなサポートをしたらいいのかなど、そういう話し合いの場をもっともっと持たらいいんじゃないかなって感じます。そうするとここに書いてある言葉がだんだん生きてくる。お題目としてはここに書いてあるとおりです。それは否定しない。だけど現実には、本当に老人会も自治会もどんどん運営者が高齢化して、次へのバトンタッチができないという環境の中にあるのを踏まえて、果たしてこんな文章が作れるかなという気がする。私の質問はそういうことです。

<関係課：高齢介護課 浅野>

自治会に関しましては、市民参画・協働推進課の担当で、老人クラブにつきましては高齢介護課が担当となりますけれども、老人クラブともしっかり話し合いの機会を設けて、その中でどのようなサポートができるのか、また、どういった魅力を一緒に発信していけるのか

というところをしっかりと話も伺っていきたくと考えております。

<浦野委員>

今老人クラブのお話が出たので、この間からも地域福祉課や高齢介護課の方たちと話し合いをしたりして、本当に色々なサポートを受けながら活動しております。老人会も一生懸命頑張りながら、年齢に負けないように、色々な取組が積極的にされていて、皆すごく元気で本当に頼もしいなと思っています。確かに、後継者についてはだんだんみんな年齢が上になると心配な部分ですが、皆さん工夫しながら今取り組んでおります。

<松井会長>

社会行動の中で、地縁組織の役割もやっぱり変わってきているのは事実かと思えます。それが、行政が地縁組織を指導するものではなく、地縁組織が請け負えるものでもなく、双方で話し合いをしながら、少しずつ共生社会に向けて支援組織などの役割も変わってきて、芦屋市にふさわしい関係に進めていただけたらなと思えます。地縁組織以外にも、私自身もですが、個人で住民の方に呼びかけて、色々定期的に集まってつながりを作っていこうという会とかをやっております。個人でやっている方もたくさんおりますので、そういうところがうまくつながっていくと、芦屋市の持っている潜在能力が高いので、もっと活用できるのではないかなと期待しております。自治会さんや老人会、あるいは子ども会、そんなところとうまくつながっていただけたらなということでお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

<加納委員>

高齢者が65歳は変わらないのですか。これからは高齢者率がますます高くなりますね。30%を超えます。65歳は若いです。高齢になって長いこと役をしていたら駄目だみたいに、遠慮がちにおっしゃいますけれども、堂々となさっていいと思うのですよね。今だったら、阪神・淡路大震災の話もできる、戦争の話もできる、そういう人が集まれば、色々な昔話から始まって、居場所づくりが賑やかになる。そういうことを感じておりますので、肩書は外れても、福祉の顔というのは、ずっと長くなさっていてこそ、肩書なしでも、あの人に相談したらいい、話を聞いてほしい、そういう居場所の駆け込み寺みたいなものが実際どんどん増えてきております。自治会長は若返らなければいけないとか、老人会は何歳からなど、そんなことを遠慮しないで、自分の体力というか、地域から推されたら、堂々と長く続けてください。80歳を超えたら、ほとんどの方がもう使いものにならないようにおっしゃいます。が、歳だけじゃないと言いたい。自治会も老人会も頑張ってください。

<浦野委員>

ありがとうございます。

<加納委員>

それなりのというのはあると思うのですけれど定年を作らなければいけませんか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

今、自治会や老人クラブのお話も出ましたけれども、様々な市民の活動もありますし、市民活動センターでの様々な活動をサポートいただいたり、地域支え合い推進員という形で、地域の活動なども色々把握して繋いだりということをしてますので、どんどん皆さんに啓発、周知していけるように、これからも引き続き、ご協力いただきながら取り組んでいきたいと思えます。

<浦野委員>

加納委員がおっしゃったお話で、確かに老人クラブは皆さんお元気です。本当にまだまだ活躍してほしい、うちの町もそうです。経験も豊かで、私もいっぱい勉強させてもらっています。年齢が上の方でも働いてくれる場所はいっぱいあると思うので、市の方も、もちろんシルバー人材センターの方も働いていらっしゃるんですけど、適材適所というのかそれもまた考えていただけたら嬉しいと思います。本当にいろんな活躍する適材適所の場所を考えてくださることが、これからのことかなと。老人会の方もいっぱい活躍されると思いますので、よろしくをお願いします。

<関係課：高齢介護課 浅野>

そういった就労の機会の確保ですけれども、ボランティア活動など、様々な活動がございますので、そういったことをしっかりご紹介できるように、これからも取り組んでいきたいと思っています。

<松井会長>

それでは、議事2に移りたいと思います。芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（素案）について、事務局より説明をお願いいたします。

#### イ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（素案）について

<関係課：障がい福祉課 川口>

資料2をご準備ください。まず、目次をご覧くださいと思います。

計画の大まかな構成をご説明いたします。第1章 計画の背景、第2章 芦屋市の現状、第3章 障がい福祉サービス等の現状ということで、今後将来の障がい福祉サービス量を見込んでいくに当たりまして、その背景となる状況を第3章まででまとめております。

次に第4章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量ということで、今後3年間の見込みをまとめております。そして、第5章で将来の見込みを実施していく上での推進体制を記載しています。

次のページに資料編ということで、各種会議体の委員名簿や、要綱、規則、用語集という構成で計画に掲載しております。

それでは1ページ目の第1章の計画の背景をご覧ください。第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置付けなどについて記載をしております。

まず、計画策定の趣旨について、現在策定を進めておりますこの計画は、1段落目では、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に即して定めるということ、2段落目で、障がい児福祉計画について、平成28年の児童福祉法の改正により策定することが規定されまして、芦屋市では障がい福祉計画と、一体のものとして策定することを記載しております。

続きまして、5ページに計画の策定体制について記載をしております。こちらは、学識経験者、保健・医療関係者、障がい団体、市民等が参加しています計画の策定委員会を3回開催しまして、市内部の推進本部幹事会、推進本部での会議を経て、本日、社会福祉審議会に提出させていただいております。

また、現在進行中の第6期障がい福祉計画。第2期障がい児福祉計画の実績、実施状況を把握し、計画の評価機関である自立支援協議会において、意見をいただいております。

続きまして、7ページに計画の期間を書いております。今回の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとなっております。図をご覧くださいますと、芦屋市障がい児福祉計画第7次中期計画という障がい福祉計画に関する施策、取組をまとめた6年間の計画が、この計画とは別にございます。今回策定する計画は、中期計画でいいますと、後期の部分、令和6年度から8年までの3年間の計画となっております。

8ページをご覧ください。ここからは、芦屋市の現状を記載しています。人口及び障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用決定者の推移を記載しています。近年、各手帳の保

持者数については、身体障害者手帳は少し減少傾向となっておりますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳においては、増加傾向で推移しております。

14ページの精神障害者保健福祉手帳の下の欄に記載があります、精神科の病院に通院される方が受給することができる自立支援医療につきましても、令和4年度は、数値は下がっておりますが、平成29年と比較しますと、400人ほど増加していますので、今後も増加傾向は続くと考えています。

16ページをご覧ください。こちらは障がい福祉サービスを利用されている方の推移でございます。平成31年が成人、児童合わせて710人。それが令和5年になりますと、成人、児童合わせて914人ということで、200人ほど増加しており、特に児童のサービスを利用している方が増加しております。

続きまして、17ページをご覧ください。障がいのある児童の就学状況として、特別支援学級、通級指導学級への就学状況を記載しておりますが、こちらも増加傾向となっております。

18ページですが、特別支援学校への就学状況は、現在照会中でありますので、今後追記する予定としております。

19ページは障がいのある人の就労等に関する相談状況ということで、就業・生活支援センターにおける市内在住者の登録件数や相談件数を記載しております。こちらも両方増加傾向となっております。

20ページをご覧ください。障がい福祉サービスの利用状況について記載しております。利用状況につきましては、日常生活に必要なサービスや、21ページの就労系のサービスはおおむね利用者や利用日数が増えている傾向となっております。

一方で、日中の居場所となる短期入所や、生活介護、27ページの余暇活動などで使われる移動支援などは、コロナにより外出やサービス利用控えがあったと考えておまして、計画値を下回る結果となっております。

30ページをご覧ください。今回計画を策定するに当たりまして、アンケート調査とインタビュー調査を、今年の7月から10月にかけて実施しました。このたびの計画は障がい福祉サービスの見込量について策定するもので、障がい福祉サービス事業所の皆様にご協力をいただき、利用者の方へアンケート用紙の配布を行っていただきました。

またサービス提供事業所、相談支援事業者へのアンケート調査、障がい団体へのインタビュー調査を実施しまして、障がい福祉サービス利用実態や意向の把握を行った結果をまとめたものとなっております。

調査内容につきましては、現在利用のサービス種類、今後利用したいサービス、生活で困っていること、不安なこと、地域生活に関することなどについて伺いました。

アンケート結果などでは、将来的に生活する住まい・施設があるか、介護者の高齢化により今後介護していけるか、地域で生活するために安心して相談できる相談員や窓口があるかといったことや、事業所からは人材確保に関すること、福祉介護職の魅力発信についてや、学生などの福祉職場の体験の機会が増えるといいといった意見がございました。

49ページをご覧ください。第4章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量について、国の基本指針の中身を踏まえて、都道府県、市町村がそれぞれ3年間の計画を策定することとなっております、この基本指針から示された8項目の数値目標を設定しております。

まず1点目が、施設入所者の地域生活への移行についてです。施設入所をしている障がいのある人については、障がい支援区分が最重度である区分の利用が増加していること、また65歳以上の利用者が増加しているなど、高齢化により入所施設からの退所は入院、死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなど、地域生活に移行される方の数は、減少傾向にあります。

その一方で、障がいの重度化・高齢化に対応するため、国では地域生活支援拠点等整備を促進する取組などを踏まえ、基本指針において成果目標が設定されました。地域生活への移行者数の目標数については、国指針の6%以上の4人に設定し、施設入所者の減少数の目標値は国指針の5%以上、3人に設定しております。

2点目が、49ページの(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、取り組んでいくことについては現計画の成果目標にも掲げられており、今後も計画的に推進することとなっております。

国指針では、市及び都道府県が、精神保健福祉の体制の基盤整備を推進することにより、精神障がいのある人も、地域移行や地域定着が可能とされているため、芦屋健康福祉事務所と協議の場について協議してまいります。

3点目が、50ページにあります地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。本市におきまして、平成30年12月に、高浜町にライフサポートステーションが開設され、当該施設が地域生活支援拠点機能を備えたものであることから整備済みとなります。なお、次期計画ではその機能充実のため、年1回以上の運用状況の検証や、今回新たに効果的な支援体制を構築することとされておりますので、どのような方法が有効か近隣市などの状況も確認しながら進めてまいります。

51ページをご覧ください。新たに②強度行動障がいをもつ人の支援体制の充実という項目が追加されております。強度行動障がいとは、他者を叩いてしまったり、物を壊すなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動や、自分を叩いたり、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動が著しく高い頻度で起こるため、特別な支援が必要になっている状態を指しますが、この特性に適した環境調整や支援が行われない場合、本人の困り事が大きくなり、行動上の課題が引き起こされるため、支援の継続的な提供が必要となります。まずは、そういった方がどれだけいるのか、どういったニーズがあるのかなどを把握するとともに、地域の関係機関でどのように支援していくかを検討し、支援体制を構築していきたいと考えております。

4点目は、同じページの(4)福祉施設から一般就労への移行等についてです。就労系サービス利用者は増加傾向にありますが、本市の現計画である第6期障がい福祉計画において、新型コロナウイルス感染症の影響があつてか、いずれも目標値を下回っています。また、全国的にも同様の傾向となっております。これを踏まえまして、令和8年度までの見込量については、国の指針に基づき設定しております。

続いて、52ページをご覧ください。5点目が、発達障がいのある人等に対する支援になります。①ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者・支援者数になります。発達障がいの早期発見、支援は本人及び家族への支援が重要であることから、保護者の方が子どもとよりよい関わりを学びながら、障がいの特性を理解し、日々の困り事を解消しながら、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムになります。芦屋市は家庭療育支援講座をこれに位置づけ、それぞれの受講人数を見込んでいます。

②ピアサポートの活動への参加人数になります。目標設定の考え方にも記載していますが、発達障がいなど同じ悩みを持つ本人同士や発達障がいのある子を持つ保護者同士の集まる場などが想定されております。

他にも、③ペアレントメンターを養成することとなっておりますが、いずれも実施方法について、今後検討していきます。

6点目が、54ページになりますが、障がい児支援の提供体制の整備等についてです。このたび、②障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築が新たに目標値として設定されました。令和8年度末までに各市町村又は各圏域に設置されている児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、推進体制の構築をすることとされており、現状においても様々な関係機関が連携を図りながら支援を行っておりますので、引き続き支援してまいります。

成果目標のうち、現計画策定時に未実施であった、⑥医療的ケア児支援の協議の場の設置は芦屋市医療的ケア児支援協議会として、また、⑦医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置においても、今年度より配置しております。

56ページをご覧ください。7点目は、相談支援体制の充実・強化になります。①基幹相談

支援センターによる地域の相談支援体制の強化になります。本市の状況といたしましては、相談支援体制において、相談の中核を担う基幹相談支援センターを既に設置しておりますので整備済みとなりますが、相談員や支援者、関係機関との会議や研修などを通して、相談機関等を含む関係機関との連携強化や人材育成の支援などに取り組み、国の指針どおり相談支援体制の充実・強化を図ってまいります。

そして、同じページになりますが、今回新たに設定されました②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善についてです。現在障がい福祉課が所管しています芦屋市自立支援協議会の場で、年1回事例検討をしてくるとともに、基幹相談支援センターを中心に、個別の事例検討会も年3回実施していこうと考えております。

57ページをご覧ください。数値目標の最後となりますが、8点目、障がい福祉サービス等の質の向上になります。目標を3つ設定しております。障がい福祉サービス等の多様化、障がい福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者は利用者に対して、真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。そのためにも市職員は、兵庫県が実施する研修に参加するとともに、「研修で得た情報」や「障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有」、新たに追加された、「指導監査結果」を市内事業所等と共有していきます。

続きまして、58ページをご覧ください。法定サービスである障がい福祉サービス等の見込量と、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業について、3年間の見込量を記載しております。現状の利用量の伸び率等を勘案し、見込量を設定しておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

なお、63ページに就労選択支援というところがあります。こちらは来年度に新たに創設されるサービスになりますが、まだ詳細が示されておりませんので、示された後に設定していきたいと思っております。

最後に第5章 計画の推進体制ということで、76ページに計画における推進体制を記載しております。あとは資料編として名簿、要綱等の資料を付けております。

計画の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

<松井会長>

ご説明ありがとうございました。では、障がいに関する計画について、ご意見、ご質問がある方はお願いいたします。

<納谷委員>

50ページで、先ほど地域生活支援拠点を高浜町に設置済みとおっしゃいましたが、括弧書きで名前を書いたらいけないのですか。一か所設置済みというのは、私どもはどこなのかと疑問に思いますので、特定ができるのであれば、施設の名前をきちんと表示をされたほうがいいのではないかなと思いました。

<関係課：障がい福祉課 川口>

おっしゃっていただいておりますとおり、どこなのかが気になる場所かと思っておりますので、名称等についても記載できるものについては、記載するように検討してまいります。

<納谷委員>

例えば先ほどのすこやか長寿プランでは、東山手高齢者生活支援センターなどが地図で表示されていますが、そこと同じように、ここに表示できないですか、そういうような工夫もあっていいような気がしました。

<松井会長>

ありがとうございます。では、ほかにご意見、ご質問をお願いいたします。

#### <渡邊委員>

私の義理の母は身体障害者手帳を持っており、また後期高齢者にもかかわらず、こういった福祉計画については全く無知なので、普段思っていることをお伝えさせていただきます。

名前だけは知っていたのですが、今回、初めてじっくり「あしやねっと♪」を見させていただいて、中身の充実具合にはとても驚きました。あと例えば、事業所でもA型、B型の違いというもの、やっと分かりました。数年前、家の近くにある事業所が移転してきて、看板には就労継続支援B型事業所と書いてありました。母と歩きながら、「何やろうね、これは」と素通りをして、それで終わっておりました。建物にも堅苦しい名前がついているから障がいのお持ちの方の事業所なのかなと、そこで勝手に就労支援施設のことを分け隔ててしまっていたのです。

他にも今は移転しているのですけれども近所に大勢の方が来ている作業所がありまして、そこを子どもと通ったときに説明したことが、障がいをお持ちの方がどんなことしているんだろうねと、そこでもこういう言葉が先行したので、そんなつもりはないのですけれども分け隔ててしまっていて、そこでも終わっちゃっているのですね。小学校や中学校では、私達が育ったときとは違いまして、子ども同士、特別支援学級の子とは呼ばずに、みんな一緒にクラスで授業を受けて、なかよしクラブとか、いろんな呼び方があるのでしょうか、今は特に呼んでないんでしょうかね、今の時間はそこのクラブに行くので、バイバイ、後でねっていう感じで、共に一緒に生活して、大切さを学べるところがある。ところが、地域に出ると、一緒感というのが急になくなっちゃうのかなと感じました。

芦屋市にもたくさん事業所がありますよね、芦屋すばブとか、なかよし工房など。ホザナ・カフェやワークキューブというように、何か私たちが心を寄せやすい、声をかけやすい、入りやすいネーミングがついているといいなと感じました。以上です。

#### <関係課：障がい福祉課 川口>

市内にもたくさん事業所があり、障がいのある人も就労しております。事業所さんは、市民の方に事業所の門戸を開いていると言いますか、その場で障がいのある人が作られた作品などを障がいのある人と一緒に販売することで地域の方と交流をしたり、また、この12月に開催する、障がい児・者作品展というところでも、障がいのある人が作った作品である授産品を販売したり、そういう活動もしておられますので、そういった活動や交流を通じて障がい理解を深めていっていただけるといいのかなと考えております。

#### <橋野委員>

今、渡邊委員がおっしゃった事業所とか、そういうことがあまり分かりにくいということで、実は2021年に、障がい福祉課とリードあしやで、学生や市民の方を交えて各事業所に1分動画を撮りに行きまして、デジタルスタンプラリーを実施しました。動画を皆さんに見ていただいて、動画中にクイズが入っているので、そのクイズに答えていただいたら、事業所の授産品をお渡しするという活動でした。その動画はまだ見られますので、それを見ていただくというものもあるかもしれませんね。私達もそれが見られるという表示をしていったほうがいいかなと思いました。

それともう1つですが、表示の仕方だけなのですけれども、36ページと37ページの表の中の一番上に、「N=」と書いていますよね。これは、実は30ページの回答者数、Nを表示しているのですかね。ちょっと分かりにくいかなと思ったので、表の幅があるのであれば、文字で入れ込んでもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

#### <松井会長>

表示の問題ですね。いかがですか。修正等をご検討いただけるでしょうか。



<関係課：障がい福祉課 川口>

表の中に回答者数を入れ込むとなると、図の見え方が煩雑にもなってくるかなと思いますので、入れるかどうかも含めて検討をして参りたいと思います。

<岡本委員>

第5章の計画の推進体制というところで、地域との連携について76ページの最後のほうにまとめて書かれているように思いましたが、その地域との連携で、先ほど自治会さんや老人会さんが言われていました。民生委員・児童委員も地域の中で色々取組をさせていただいており、なかなか障がい者の方とお出会うことが少ない。多分、障がいのある方は児童であれば日頃学校に行っておられて、それで帰って来られる前に放課後デイなどに行って、地域になかなか根ざしておられないかなと感じることがあります。先ほどの高齢者のすこやか長寿プランでは、緊急・災害時要援護者台帳の取組などで、地域との連携を図りたい、充実と書かれていましたが、そういうことが一切こちらの計画には入ってきていない、書かれていないかと思います。目標の数値ばかりが目について、もう少し、数値目標よりも文章的に書いてもらえたら分かりやすいかと思います。まずはその障がい児との触れ合いということもあり、緊急・災害時要援護者台帳の取組といった具体的な地域での取組も少し書かれてもいいんじゃないかなと思いました。

<関係課：障がい福祉課 川口>

おっしゃっていただいているのが、もう1つの7期中期計画という計画が障がい者の施策の大元になるところで、記載させていただいております。今回の計画はサービス量の数値目標がメインの計画になっております。今言っている緊急・災害時要援護者台帳の取組については、障がいのある人も同じですので、それは高齢介護課と一緒に、地域福祉課も含め連携を図って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

<山内委員>

この障がい福祉計画の説明を聞きながら、すごく壮大な計画だと思っておりますが、私自身は本業が社会保険労務士で、割と自分の仕事に関わってくるなどと思って聞いていました。実際に障がいを持たれている方は、社会に出て活躍するとなると、市が紹介などはしないとしますが、その前段階で、教育を受けて、社会に出てもらうようにどう教育するかが、すごく重要になってくるのかなと思います。そのあたりを説明している部分があったでしょうか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

おっしゃっていただいている、子どもの頃から障がいがある、なしに関わらず、インクルーシブといった教育は重要と認識しております。

そういった施策につきましても、もう一方の計画でどういう形で進めていくのかが示されております。今回はサービス量の見込みというところになりますので、その部分に関しては触れられていないということになります。障がいのある人の施策を推進していくことについては、施策の目標の計画とサービス量の計画の2本で合わせて進んでいるという形になりますので、ご理解いただけたらと思います。

<山内委員>

そのように書いてもらえたらいいかと思いますが分かりました。ありがとうございます。

<松井会長>

ありがとうございました。他にご意見等はございますか。

<谷委員>

権利擁護支援センターでは、成年後見制度の申し立て支援や、後見人の候補者の調整などをさせていただいています。その関係で少し気になったところで、69ページの下に、成年後見制度利用支援事業、経済的になかなか利用が困難な人だとか、経費を払うことが難しい方の申し立て費用や報酬等の助成を市からしていただけるという制度ですけれども、69ページのとおり計画より実績が上回っている中で、70ページの第7期の計画見込量として、そんなに増えていません。要綱に関する記載がありますが、見直しの内容をもう少し具体的に書いていただけたらと思いました。

<関係課：障がい福祉課 川口>

この記載に関しましては、少し修正を加えようと思っているところではありまして、次の社会福祉審議会では改めてまいりたいと思います。

<松井会長>

よろしいですか。他にご意見等ありましたらお願いします。

<上月委員>

65ページに相談支援の計画の考え方について記載があります。アンケート等が出された意見では、専門的な相談支援ができるための工夫が必要とあります。

よく言われているように、障がいサービスを受けられている方は、65歳になると介護保険に移行するのが原則です。そうすると、例えばこれまで相談支援で計画を受けられていた方が、65歳になるとケアマネの支援になるということで、そのつなぎの部分について、理念計画ではないので入れにくいと思いますが、高齢化への円滑な連携といった表現で一言入れていただくほうがいいと思います。特に身体障害者手帳をお持ちの方は、高齢化が進んでいる現状がありますので、そういう視点もあったほうがいいと思います。あくまで意見ですけど、よろしくをお願いします。

<関係課：障がい福祉課 川口>

65歳になりますと、言っていただいていますように、介護保険のサービスという形になってまいりますので、その部分につきましては、65ページの方策に少し加えられるかなと考えております。ご意見を参考にさせていただいて、整理させていただきたいと思います。

ウ その他

<松井会長>

それでは時間となりましたので、最後に事務局からその他についてお願いいたします。

<事務局：岩本>

納谷委員より岩園町自治会「落ち葉で焼きいも会」のイベントについてご紹介をいただきます。

<納谷委員>

「落ち葉で焼きいも会」は、一昨年に芦屋大学の学生から集いの場づくりというテーマで、公園の落ち葉を使って焼きいもをやったらどうかという呼びかけがあり、地域福祉課と社協でお受けになって、地域福祉アクションプログラム推進協議会さんなども一緒に、どこかでできないかと岩園町自治会にご相談がありました。岩園町には岩ヶ平公園という大きな公園があり、お声掛けをいただいて、じゃあ是非やってみようというスタートしました。1回目は芋を買いましたが、去年は、自治会で芋を苗から育ててみようということで、苗を100本育てました。たくさんできましたし、安く済みました。去年はたくさんの参加者が来られ、

300個の芋では足りないぐらいでした。今年は6月に苗を200本植え、先週土曜日に収穫しました。収穫には53名が来てくれ、ダウン症のご家族や、子どもさんも来ていただき、賑やかに収穫できました。今年は11月25日には様々な内容を盛り込んで、大々的にやろうということです。集いの場づくりというのは、言葉は簡単でも仕掛けるのはとてもしんどいです。

社協など、色々な協力を得て、去年は警察学校の学生さんもボランティアで来ていただきました。警察の方は、いずれ地域と密着していただかないといけないので、いい勉強になるからと今年も来ていただきます。また、今年は消防署も参加いただいて、防災訓練という名前を使うとなかなか来てくれませんが、消防自動車やパトカー、白バイが来るとなると、親子連れで来てくれるので、少しでも体験していただいて、人と人が触れ合う場づくりができればいいかなと企画しました。お時間あれば、ぜひお越しいただければと思っております。

<事務局：岩本>

ありがとうございます。続きまして橋野委員より「日常をユニバーサルマナーでつなぐ」事業についてご紹介をいただきます。

<橋野委員>

今年度、日常をユニバーサルマナーでつなぐということで、障がいのある方、支援をしてくださっている方、そして一般の方、皆さんにお集まりいただきました。そこでは、お声掛けするのがちょっと難しい、恥ずかしいとか、何か支援できるというのもできにくい。じゃあ、どうしたいかなということ、ちょっとしたバッチを持つことで、声をかけやすい状況をつくり、助け助けられるまちなれたらいいと考え、障がい福祉課や社協にもご協力いただいて、みなさんで「あしや おたすけ部」というマークを考えました。

つい最近、このマークの缶バッチをつけていて、声掛けができました、自分の一助になりましたと言ってくれる男性の方がおられ、とても嬉しく思っています。かわいらしいマークで、芦屋オリジナルなので、付けていただいて、皆さんも広げてくださればと思います。よろしくお願いします。

<事務局：岩本>

ありがとうございました。また、本日は、皆様、活発なご審議ありがとうございました。今回ご審議いただきましたそれぞれの計画は、12月に議会に報告させていただきます。パブリックコメントを実施しました後、次の社会福祉審議会でもう一度ご審議いただきたいと思います。

次回は、来年2月5日月曜日、午後1時半から同じくこの会場での開催を予定してございます。事務局からは以上でございます。

<松井会長>

ありがとうございました。最後に、岩園町自治会や、あしやNPOセンターからご紹介いただきました。このような活動が広がると、芦屋市も地域共生社会が進むのだと思います。

今日は皆さんのご協力によりまして、円滑に進めることができました。ありがとうございました。それでは、これで第1回芦屋市社会福祉審議会を閉会とします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上